平成２７年（フ）第３３号
秋田県能代市比八田字中台65番地１
債務者　髙田　広英
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第８２号
長野県千曲市大字新山79番地
債務者　越田　良則
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島　　忍
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１０８２号
愛知県東海市大田町前田108番地　カーサ・ノワール（Ｂ－２）
債務者　千手　光貴
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩城　善之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
秋田県仙北市田沢湖田沢字春山145番地
債務者　山手トミ子
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　優
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第４８号
山口県周南市大字久米505番地の７　グランエスト101号、前住所山口県防府市大字富海2306番地の１　望海荘
債務者　二宮　　崇
１　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　貴之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４０７号
千葉県船橋市海神町南１丁目1569番地１　グレースハイツ船橋704号
債務者　菊地　千聡
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２２号
千葉県船橋市飯山満町２丁目488番地14　フォンターナハサマ102号
債務者　藤井　　茜（旧姓小林・下窄）
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５６号
千葉県船橋市芝山３丁目14番50号　クレール・モモＢ－201号
債務者　川並　和也
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５７号
千葉県市川市押切13番５号203室　（ヴィラコート）
債務者　野村美智子
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４６３号
千葉県市川市入船１番24―301号（プチメゾン行徳）
債務者　原　久美子（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８４号
千葉市中央区蘇我３丁目20番２号　ソレアーズ201号
債務者　新井　義正
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０２号
千葉県八千代市大和田309番地39　レオパレスＧａｌａｓｓｉａ101
債務者　矢内　綾子（旧姓細川）
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３０号
千葉県市原市今津朝山720番地２　加藤アパート
債務者　柴田　真澄
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３９号
千葉県習志野市大久保１丁目10番15号　オークヒル大久保106号
債務者　初芝　真弓
１　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１２７号
大阪市平野区加美西１丁目13番36―310号、前住所大阪市平野区長吉出戸２－６－24―606
債務者　三浦　俊介
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２８号
大阪市浪速区敷津西１丁目６番21―1002号
債務者　藤原　浩美
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５１２号
大阪市中央区松屋町５番３－803号
債務者　碓井　　豊
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部